

みんなで
考えよう
人権・同和問題
No. 211

『寄り添う』とは

元気で活動的だった母が、年齢とともに物忘れが多くなり、8年前に認知症と診断されました。「あんなに活発だったのに」、「言うつても分からずさん」など、周りの人から投げかけられるのは否定的な言葉ばかり。気づくと、大好きだったはずの母に対して、私自身もマイナスイメージを抱き始めていました。兄弟姉妹との快適な同居生活を送ってもらおうと家を建て

このコーナーでは、隔月のシリーズで掲載しています。これを手がかりに、家庭で人権・同和問題について話し合ってみましょう。

替え、調理器をガス方式から電気方式に変えたことで、得意だった料理をできなくしてしまいました。母の周りの環境を大きく変えてしまったことで、認知症を悪化させた結果となりました。一番つらい思いをしてきたのは母だったのです。しかし、私はそんな母の気持ちに気づかず、『できる』、『できない』の結果のみに気をとられていました。それがどんなに母の心を傷つけていたことでしょうか。母のためにと一生懸命だったことが、まったく母の心に寄り添えていなかったのだと気づかされました。

「寄り添う」という言葉は、子どもに寄り添う、障害者に寄り添うなど、よく使われますが、私たちが考えている以上に奥が深く大切なことではないでしょうか。寄り添うとは、相手の気持ちに寄り添うことだと思います。できれば相手の良い面を目を向け、一緒に考え、共に喜びあうなど、まさに共に生きる『共生』です。そのためにはまず、相手を認め、すべてを受け入れることから始まります。私は認知症という病を通じて、寄り添うことの大切さを母から学ばせてもらっています。

7月は『青少年の非行・被害防止全国強調月間』です

毎年7月は、内閣府が主唱する『青少年の非行・被害防止全国強調月間』です。国や県、市町、関係団体に地域の人たちを加えた有機的な連携のもとに、青少年の規範意識の醸成や青少年を取り巻く社会環境の浄化を図るための運動・諸活動を展開し、青少年の非行・犯罪被害の防止と保護の徹底を図ることとされています。

皆さんも、夏休みを前に子どもを非行や犯罪被害から守るために何ができるかを考え、月間中の運動に協力をお願いします。

【重点課題】

- ①インターネット利用に係る非行及び犯罪被害防止対策の推進
- ②有害環境への適切な対応
- ③薬物乱用対策の推進
- ④不良行為及び初発型非行（犯罪）の防止
- ⑤再非行（再犯）の防止
- ⑥いじめ・暴力行為等の問題行動への対応
- ⑦青少年の福祉を害する犯罪被害の防止

また、7月は、法務省が主唱する『社会を明るくする運動』～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域の子カラ～の強調月間でもあります。犯罪や非行をした人の立ち直りを支える活動や、犯罪や非行に陥らないように地域社会で支える活動が全国で展開されます。皆さんの協力をお願いします。

郷土の文化財

文化財展示施設④

伊万里湾カプトガニの館

～真新しい真っ青な展示館～

伊万里湾カプトガニの館は、木須町の多々良海岸沿いにあるカプトガニの展示施設です。
ここでは、常時、生きたカプトガニのつがいを飼育・展示しています。また、多くの学習用パネルや映像資料を展示するなど、充実した設備を備えています。周辺の多々良海岸は、カプトガニの繁殖地として、伊万里市の天然記念物に指定されています。この夏は多々良海岸でカプトガニの産卵を観察し、カプトガニの館でカプトガニについて学んでみませんか。



- 観覧料 無料
 - 開館時間 午前9時～午後5時
 - 休館日 月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始（12月29日～1月3日）
- ※7・8月は休館しません。



◆問合先 生涯学習課

（☎）233186

詳しくは、牧島公民館（☎25783）へ問い合わせてください。